

# JIS

## エアハンドリングユニット

JIS B 8632 : 2023

(JRAIA/JSA)

令和 5 年 8 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 5.8.21

官 報 掲 載 日：令和 5.8.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-1671)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 構成部品	4
6 性能	6
7 構造及び外観	7
8 材料	8
8.1 一般特性	8
8.2 リサイクル及び廃棄処理の容易性	9
9 試験及び測定	9
9.1 試験及び測定項目	9
9.2 試験条件及びその他の関連試験方法	9
10 検査	9
11 表示	10
11.1 製品本体に表示する事項	10
11.2 取扱説明書に記載する事項	11
附属書 A (規定) 風量及び静圧試験方法	12
附属書 B (規定) 騒音及び振動試験方法	24
附属書 C (規定) 音響パワーレベルの測定方法：残響室における測定方法	27
附属書 D (規定) 音響パワーレベルの測定方法：無響室及び半無響室並びに 一般音場における測定方法	34
附属書 E (規定) コイル能力模型試験方法	44
附属書 F (規定) コイルの通水抵抗試験方法	60
附属書 G (規定) コイルの空気抵抗試験方法	63
附属書 H (規定) コイルの漏れ試験方法	65
附属書 I (規定) リーク風量の模型試験方法	67
附属書 J (参考) フィルタバイパスリーク試験方法	71
附属書 K (参考) ケーシングの機械的強度試験方法	77
附属書 L (参考) ケーシングの熱的性能試験方法	81
附属書 M (参考) エアハンドリングユニットの安全確保のための表示実施要領	87
解 説	101

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# エアハンドリングユニット

## Air handling units

### 1 適用範囲

この規格は、エアハンドリングユニットについて規定する。

この規格は、次の全てに従うエアハンドリングユニットに適用する。

- 主に事務所、商業ビル、工場、病院などで用いる中央熱源方式の冷暖房・換気用の空気調和機<sup>1)</sup>である。
- 電動式の送風機、外部の熱源機器から配管を通して冷水、温水、蒸気、冷媒などを熱媒として用いる熱交換器、エアフィルタなどを用いた空気ろ過装置などの要素機器、及びこれらを収納するケーシング、制御機器などで構成されている。
- 室内空気の再循環若しくは外気の取入れ、除じん又はその双方を行う換気の機能及び空気の冷却、加熱、減湿、加湿、除湿などの機能をもつ。
- 専ら機械室、屋上ペントハウスなどの、容易に人が出入りできないように管理され、かつ、旋錠された区画に設置されている。
- 空気の吸込側若しくは吹出側、又はその双方にダクトを接続して送風を行う。

**注 1)** 中央熱源方式の冷暖房・換気用の空気調和機とは、次のものをいう。

- 機器自体には熱源部（電気、ガス、重油などをエネルギー源として、冷水、温水、蒸気などを造り出す装置）をもたず、外部の熱源機器から配管を通して冷水、温水、蒸気、冷媒などの供給を受けて、内部の熱交換器によって空気の冷却、加熱などを行う空気調和機
- 付加機能用の装置として、取り入れた空気から除じんを行う空気ろ（濾）過装置、化学吸着によって除湿を行うデシカント装置、加湿装置、排気と外気との間で熱回収を行う全熱交換器などを内蔵するか、又はそれらの装置を接続して一体化した空気調和機
- 内外部を構成する要素機器（送風機、熱交換器、フィルタ、ケーシングなど）は、要求される調和空気の性能（風量、静圧、温度、湿度、清浄度など）に応じて都度選定され、機器全体として要求された性能を満たすように設計される空気調和機

ただし、この規格は、次の各項のいずれかに該当する装置には適用しない。

- a) 送風又は熱交換のいずれか一方の機能しかもたない装置
- b) 空気を直接吸い込み、かつ、直接吹き出す装置
- c) 現地組立形のエアハンドリングユニットで、工場では試験が行えない装置
- d) 直膨コイル
- e) ファンコイルユニット（JIS A 4008 参照）